大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第三十二卷　第一號

昭和六年一月一日發行

第十九回國際統計協會會議記念特輯號

國際勞賃統計……フリードリヒ・ツアーン
統計學に於ける將來の領域……コラド・ギニ
保護關稅の合理化……法學博士　神戸正雄
南滿洲に於ける我租稅制度……經濟學博士　汐見三郎
租稅滯納の統計的觀察……經濟學士　中川與之助
階級による差別出生率……文學博士　高田保馬
幕末に於ける農村人口及農村狀態に關する一推算……經濟學博士　本庄榮治郎
國勢調査に於ける年齡の誤謬……經濟學士　岡崎文規
正米相場と期米相場との相關々係……經濟學士　谷口吉彥
米穀の需要に就いて……經濟學士　八木芳之助
統計學の課題としての景氣變動の研究……經濟學士　蜷川虎三
フランスに於ける景氣變動豫測論……經濟學士　松岡孝兒
金融統計特に通貨統計に就いて……經濟學士　中谷實
失業統計の方法について……經濟學士　益田熊雄
保險と統計及統計學……經濟學博士　小島昌太郎
比較研究法と統計の比較……法學博士　財部靜治
第十九回國際統計協會會議記念講演會及統計圖書展覽會記事
同統計圖書展覽會出品目錄

（禁轉載）

經濟論叢
第三十二卷　第一號（通卷第百八十七號）　昭和六年一月發行

論　叢

保護關稅の合理化

神戸正雄

緒言（本論の目的）
第一段　舊來の考方に基く合理的保護關稅と其實現難（一）舊來の合理的保護關稅（二）其實現難（A）差大額決定當時の困難（い）生産費の把握難（ろ）關稅の價格騰貴效果の强弱程度の評定難（B）其後の推移による不當關稅の存在（い）內國産業の發展成果から見て（ろ）外國産業の推移よりは（は）物價の變化より）
第二段　關稅合理化方策（一）保護關稅の撤廢（二）保護關稅の一層の引上（三）中間的態度の下に（A）關稅の不斷の精査改正（B）滑尺關稅制（C）屈伸關稅制（D）遞減關稅制）
結論　全文の要旨

緒言

合理化は今の時代の標語である。其は今の時代のみでなく、何時の世にも肝要であり、そして所謂産業に於ける合理化のみが須要ではなく、各種の方面に合理化が要求せられるのであつて、關稅に就いても亦、齊しく此合理化が叫ばれて然るべきである。實の處、此關稅ほど現に不合理の多く行はれて居るものは此世にあるまいとさへも思はれる。近頃、我國にも自由通商主義を標榜する運動がある。其は畢竟するに此關稅を合理化しやうといふ趣旨のものであらうが、併し其を極端に行ふことが果して合理化となるか何うか。今の亂雜なる保護關稅も不合理化であるが、其れと同時に、漫りに之を廢止するのも亦却つて不合理化とならなければならない。特に我國のやうに、幼稚なる産業と過剩なる人口とを擁して、益々工業化の進展を計らなくてならぬ國情の下には、全然、自由主義を採るといふことも出來まじく、或度の、又或何等かの形に於ける保護そして保護關稅といふものをも缺くことを得ぬ。其を何ういふ風にしたならば一層合理的になり得るかといふことが、研究の要點でなければならぬ。別に關稅には財政關稅がある。其合理化といふことも固より望ましいが、併し其は結局、內國消費稅に關する一般原則に從ふべきものであり(註一)、其については、私は既に色々の機會に論議して居るので、今、取立てゝいふほどの事は

ない。たゞ保護關稅については、年來、私の念頭を去らなかつたけれども、まだ如何にせば宜しきかについての成案を得なかつたので、發表することを得なかつた。最近漸く、或ものを摑んだやうな感を得たので、此を披瀝して世人に之が參考資料を供しやうと思ふ。蓋し時務に切實なるものであらう。

（註一）モルは、此場合（純財政關稅）に、關稅は單に國境に於て課せらるゝ消費稅に外ならぬといふ。[1]

第二段　舊來の考方に基く合理的保護關稅と其實現難

（一）舊來の合理的保護關稅――由來、關稅を保護關稅と財政關稅とに分つけれども、實際には可なり混合して存在し、保護關稅といふても其に多分の財政收入的意味を含み、其が特に世界戰後の各國財政窮乏の事情の下に著しく現はれて居る（註二）。けれども暫らく抽象的に保護關稅としては如何に高く之を定めるかといへば、其理想は、一國の特定產物の生產費が競爭外國の其（前者の市場に達するまでの諸費用を含めて）よりも大なるとき、其差大額を償ふだけのものとするに在る（註三）。之によりて其國の其產業を維持し且つ出來るだけの發展をも遂げしめやうといふに外ならぬ。

（註二）ハントスは之につきいふて居る。世界戰爭以來、國際商業政策が、自由通商政策的現象の事業といふよりは、むし

1) Moll, Lehrbuch d. Fw. S. 649.

ろ、多少國家の財政々策の必要なる相關物となつたと。實際其の通りである。[2]

(註三)　上田博士は、之につき保護關稅の稅率を如何に定むべきかといふに、一般に行はるゝ說は、之をして、國際市場に於ける價格と、國內に於ける生產費との差額を僅かに償ふ程度に止めるのが良いといふのだとして居られる。[3]

(二)其實現難

(A)差大額決定當時に於ける困難

(い)生產費の把握難——前にいふ如く保護關稅の高さは彼我兩國の一物生產費の差大額を適當だとしても、さて其生產費を摑むことが決して容易の業でない。我國に於ける生產費といふても事業各單位の情勢が同等ではなく、或者は多くを要し、他の者は少くして濟み、色々雜多である。其中の多きものに依るべきか、少きものに依るべきか、或は平均に依るべきか。其何れによるかに依りて、大變な相違を生ずる。其一番少くかゝるものに依るのは、消費者の立場からしては最望ましいが、其では現存の生產者に對してあまりに殘酷である。一番多費のに依りては生產者としては都合が良いけれども、消費者の犧牲をあまりに多くするものであり、之を採ることを得ぬ。矢張り、此については平均中位を標準とするのを穩當とするであらう。併し消費者の利益の、生產者の其に比しての一層重大性に考へては、現在の最小費のものを標準とし、其存立發展を期すれば足るといふのも一の見解であり、隨つて、平均生產費に依るか、最小生產費に依るか

2) Hantos. Fisanzpolitik und Handelspolitik. (Festgabe f. G. v. Schanz. I.)S. 99.
3) 上田、商業政策、20

ゞ一の問題ではある。其れから外國側の生産費についても亦た、齊しく國により事業單位により費用の大小相違があらうが、此方は我れに競爭を齎らし得る最小生産費のものを標準として考へて可である。かく費用の何れに依るかゞ六つかしい問題であつて、此點に於て先づ迷はなければならぬが、其が定まつたとしても、實際に就いて生産費を見出すのは六つかしい。のみならず、此が不動のものでなくて、時々刻々に變化するものなのであるからしても、精密に其眞相を捉へることは六つかしい。隨つて得られたる材料が眞實適切なものではないかも知らぬといふことがある。

(ろ)關稅の價格騰貴效果の强弱程度の評定難——關稅は之を課したるだけ、其物の內國市場價格を騰貴せしむるものと限らない(註四)。或は其れだけ價格を引上げることもあるではあらうが、其一部しか、而も其の僅小部しか引上げないこともあるべく、或は全く無影響さへもあり得る。其は全く其需要國と供給者たる外國との立場の强弱に依るのであり、詳しくいふと、其物の必要程度、代用品の有無、其外國供給が其需要國の需要を充たす割合の大小、其需要國の需要額が供給國に取りての重さ、供給國に於ける其物の生産費の需要國の生産費に比して安き度合、供給國の生産に固定資本を使用することの大小、供給國相互の間に於ける競爭の有無大小、供給國に於ける聯合合同の有無などにかゝり(註五)、更に一物の關稅が必要品に關するか否かによりて、其及

ぶ範圍に大小を生じ、必要品關稅の如きは其物のみならず、他の一般の品物の價格をまでも高める影響さへある(註六)。かくて必要品關稅には最深厚の注意を要するが、其點を暫らく措くも、一物について其の之に課する關稅が、何の程度に其物の價を高めるかを決することは六つかしく、之が評定當時、多少の見込違を生じなくては濟まぬ。其處で精密には此見込を爲し難いのだから一應、之を定めたものを實施した上にて、其が過大又は過小なりしことを體驗して、其から更に修正するといふことも出來るし、一たび修正して足らなければ、二度三度修正するといふことも出來る。と理論上にはいへるのだが、さて其實驗の結果に基きて修正するといふこと自身も、實は六つかしい事で、其關稅の價格に及ぼす工合が複雜だからして、之が觀測を誤るといふことゝなり得る。其は忍ぶとしても、かくの如く關稅を屢々修正することが、交通取引、生產經營の基礎を動かすのであつて、其は成るべく避けなければならぬといふこともあり、其爲め一度定めたものが可なり永く固定し維持せられて、其は初めの測定の誤まられた爲めに、關稅が不當に高きに過ぎたり。又は不當に低きに過ぎたりといふことになり得る。

(註四)　モルが、保護關稅が事情によりて外國から擔はるといふのは、一部、關稅が價格を高め能はざることを指すのである。ウエルニツケも、關稅保護が工業產物の價格を高めるといふことが、決していはれぬといふのは、少しいひ過ぎではあるけれども、さやうな場合のあり得ることだけは認めなければならない。[4]

(註五)　之につきては拙著穀物關稅論參照。上田博士は之につき次のやうにいふて居る。價格が高くなるが否かは、買手と

4) Moll, a. a. O. s. 65f. Wernicke. System der nationalen Schutzpolitik nach Aussen. S. 48.

賣手と、何れか取引上、強き立場にあるかといふ事に依つて定まる。其の立場の強弱の生ずる條件としては、第一、買手賣手の何れかが獨占的地位を占めて居るか何うか。第二、商品の性質上、需要の彈力性大なりや否。第三、代用品ありや否。第四、內國にて同種の品物が生産さるゝか否か。此等の條件が凡べて影響して來ると。それからモルは、何人が關稅を負ふかは、物體の不要の度合、生産者及消費者の力及結合度にかゝると要約して居り、ウエルニツケは、關稅の物價上の影響は、獨占の場合と一般的競爭品とによつて異ると爲し、シユーラーは、輸入が輸出國の生産に比較して小ければ小いほど、輸入國の生産に比較して大ければ大いほど、關稅が物の價格の中に一層強く現はれると爲す。[5]

(註六) リツチユルは、保護關稅の效果は、保護關稅が生活必要品を騰貴するか、不要品を騰貴するかによりて異ると注意す。[6]

(B) 其後の推移に因る不當關稅の存在

(い) 內國產業の發展成果から見て——假りに關稅試定當時には、此が適切なる度のものであつたとして、卽ち之によりて內國產業をしても相當に成立し、立行き得しむるだけのものであつたとして、さて併し其後の事情の推移によりて其が段々と過當のものといふことになり得る。第一に、元來、普通の保護關稅は、之によりて當該內國生産事業を立行かしめ、其爲め一時は價格の或度の騰貴によりて、消費者を犧牲とし、生産者を援助するけれども、此間に段々と生産者をして改良努力を行ひ、益々生産費を縮少するを得しめて、結局關稅を撤廢するも裕に外國競爭に拮抗し得ることゝならしめ、かくて一時の消費者利益の犧牲によりて、永遠の消費者利益と生産者利益と、隨つて一國生産力の涵養とを圖らうといふのであり(註七)、つまり結局、或時期に於ける

5) 拙著、穀物關稅論、13—15. 上田、前出、78-79. Moll, a. a. O. s. 651. Wernicke, a. a. O. s. 43-44. Schüller, Schutzzoll und Freihandel. s. 170.
6) Ritschl, Zölle, Mahl-und Schlachtsteuern. (Gerloff und Meisel, Handbuch d. Fw. II.) s. 248.

其關稅の撤廢を期するものだのに、實際には此が何時までも存續せしめられて、生産の向上、生産費の縮少に拘らず、他方に生産業者に於ける大な利潤を伴ひつゝも、其物に於ける消費者の不利を續けるといふことが少くない(註八)。かくて其物の消費者大衆の不利がつゞくのみならず、爲めに多少一般物價の騰貴をも促して（其は前にもいふやうに必要品關稅の場合に不要品の關稅の場合に比し一層著しいが）、輸出難を伴ひ、國際金融上の地位を困難にするといふこともある(註九)。だからして當局者としては、時々、保護産業の狀態を見て、一旦課したる關稅の引下又は廢止を適當に行はなくてはならぬ。若も或産業にして永久に關稅廢止の行ひ得ぬやうな場合には其は保護し甲斐なき産業として、むしろ保護を止めて、其倒れるに任かした方が少くとも消費者側としては望ましく、其生産業に於て特殊の保護理由の存しない限り、出來るだけ、かゝる永久的保護を止めるやうにしなくてはならない。兎に角實際には此點が閑却されて、最早、關稅の保護の必要なきに拘らず、其儘に維持せられて、過當に少數生産者を利益せしめて、多數大衆消費者、並に其物を材料とする生産者の不利をつゞけるといふ不合理が存し得る。

(註七) ボルグトの說明は最判り易く出來て居る。曰く、關稅によつて高められたる價格が次の結果に導き得る。卽ち保護された生産分科に於いて働く力及び方便が給付能力を維持する、又は茲に一層重要なことは、新しき力及び資本が此保護された生産分科に移されることだ。そして此後のものが內國市場に於ける競爭を强める。其處で價格が再び下る。生産者の初めの利益及び消費者の初めの損害は此の場合には再び失はれることになる。私經濟的見地からは前と同となる。けれ

ども國民經濟にとりては永久的利得が存する。保護された生産分科は、前よりも一層給付能力あるものとなり、國内市場を一層良く世話し得ることとなり、更には外國市場にて一層、有效に競爭し得ることにもなる。そして此のみが、國民經濟の見地から、關稅の目的たり得ると。ブロイヤーも亦、之につき次のやうにいふて居る。人が商業自由の理想を、最遠大な目的として眼中に置いて(當面には保護關稅を有つて)、永き工業的發達、國民的工業獨立の後に、世界市場に於ける輸出能力を達成し、且つ隨つて關稅の障壁を撤去することが可能となると。尙ほ、ウエルニツケは、リストの保護關稅說の要點を四則にまとめて居るが、其の一として、保護關稅は唯だ、扶助且つ教育的性質のみを有つもので、當該工業が强くなるときには、當該關稅が不要となるといふことを擧げて居る。ヤストローも、リスト說を紹介して、次のやうにまとめて居る。保護關稅は、初めには製造品を騰貴せしめる。併し時の進みに於いて、完全なる製造力を齎らすことに堪ゆる國民の場合には、外國から輸入し得るよりは、内國にて一層安く製造せられることになると。[7]

或は、アンドレーは、保護關稅が課せられる結果、或は課稅品が保護關稅に拘らず輸入せられるか、或は、問題となる産物が内國にて生産せられても關稅が維持される以上は稅だけ高くされた外國産物の生産費よりも安くにては販賣せられない。かくては保護關稅から大な國庫收入のあるといふことは、恰かも選まれたる方便の、一時的に成果なきことの徵證だ[8]といふが、其は少し言ひ過ぎであつて、保護關稅によりて、外國品の輸入がつゞいたにしても、又物の價が高くなるにしても、内國生産の維持し發展し得るだけ、此關稅が一時的に成果を齎らして居る事を示めすものである。

(註八)　シユーラーが、だからして、現代の關稅政策的事情は、消費者利益が生産者利益に對して等閑視さるゝことに依りて特徵つけられる[9]といふのも無理からぬ。

(註九)　リツチユルは、保護された種類の生産に於ける販路擴張及び生産設備價値の騰貴は、恰かも、不要品の生産分科並に輸出の爲めに生産する生産分科の販路減退及び生産設備價値の減少に相應すといふ。[10]

(ろ)外國産業の推移より——内國生産業も時の進みにより段々と多少發展するであらうが、其

7) Borght, Handel und Handelspolitik. s. 442. Bräuer, Zölle, Zollwesen, (Elster, Hwb. d. Stw. 4 Aufl. VIII.) s. 1158. Wernicke, a. a. O. s. 34. Jastrow. Handelspolitik. S. 46.
8) Andreae, Bausteine zu einer universalistischen Steuerlehre, s. 99.
9) Schüller, a. a. O. s. 179.
10) Ritschl, a. a. O. s. 248.

と同時に、外國産業が並行して又は內國産業よりもより早く進むかも知れないし、併し稀ではあらうが、外國産業が却つて退却することもあつて、此時には假令、內國生産が大して進展しなくても、一旦、定めた關稅は過大なる保護だといふことになる。處で外國産業が內國産業よりも一層の度にて進展するときには、一旦定めた關稅は其儘では保護として生産を維持するの效果なく而かも徒らに消費者の利益を抑壓するといふ大なる不合理を生ずる。だからして現に行はるゝ關稅は時々、精査して、産業保護を必要有益とすれば、此終りの場合の如きには、或は之を相當に引上げ、其は際限なきことであつて、かゝる保護を不得策だとすれば、或は之を撤廢するが良い又、前の場合のやうに關稅が過大の保護に陷るときには、之を低減しなくてはならぬ。何れにしても內外の事情の推移に應じて適切なる關稅の高さを保たしむるといふことは六つかしいことである。

(は)物價の變化より—物價の高低が內外何れもの原因から生じ得る。其爲め常に關稅が或は過大の保護となり、又は保護不十分といふことになり得る。此は其原因により色々異つた結果を生じ、又其が一定不動ではなく、多少動搖しつゝもあるので、此點からしても關稅が適切なる保護となることが殆んど不可能に近くでもある。今若干、模型的の場合に就いて考へて見る。先づ、物價の下落する場合を取る。其も內國原因より生ずる場合、例之、我國が金輸出の解禁を行つて

爲めに一割内外の物價水準が下つたとする。然るときは、從量稅だと、前よりも一割增稅されたと同じ結果になり、恐らくは過大の保護ともならうが、併し從價稅だと、多少、保護不十分といふことになる。外國原因より生ずる場合でも例之、米國にて景氣不良にして物價が五分下つたとする。然るときは、米國品が我國に前よりも五分安に供給し得る。此際、我國に特別の原因なしとしても、此が我國の米國品と競爭の地位にある物品の市價をも下げなければならぬ。此際、從量稅なれば在來と同じ高さの稅が米國品に課せられて、恐らく保護不十分かも知らぬが、其度合は輕くて濟む。然るに、從價稅だと、米國の原價が五分安くなりたる上にも、關稅も其に應じて下げられるから、保護不十分の度合が一層强い(註一〇)。次ぎに物價の昇りたる場合は如何。先つ內國原因から其上りたる場合には、例之、其の通貨濫發、正貨輸出禁止などによりて此が生じたとせば、從量稅だと、稅金額は一定すれども其實價は下落して、物價が上れば上るほど、保護不十分といふことを生じ得る。從價稅だと、爲替相場と內國物價騰貴の度合との均衡により違うであらうが、此釣合が取れて居るとすれば、保護不十分とも過大ともならぬことを得やう。物價騰貴が外國原因にて生じた場合、其も世界戰後に屢々見たやうに、或外國が正貨輸出禁止を行ひ、而かも通貨を濫發して、著しき物價騰貴を生じた場合の如きには、かゝる國より來る物は、正貨解禁を行ひ正常の貨幣狀態の國の產物に比しては、後の國に於ては割安につくことになる。むし

ろ其は物價下落國から物の入來すると同じ結果になり、從量稅でも保護不十分であらうが、從價稅だと一層に不十分となりて、關稅を引上げなくては內國產業が困るといふことにもなる。後にいふ屈伸關稅制增加係數制の如き實に此事情の下に生じたのである。

(註一〇) 普通に從價稅從量稅の利弊を說明するときには、此にいふ前の場合を見て、後の場合を見逃して居る。例之、モルは、從價稅下に、恰かも物價低下したるときに、關稅收入が下り、少くとも、保護關稅に恰かも反對が希望せらるゝのに、全き關稅保護が效力少きものとなる。——從量稅下には、物價が最低となつたときに、保護が最大となるとし、ボルグトは、商業政策上の目的の達成の爲めに、物價下落の時には、當時往々にして希望すべき關稅率の變更なくして保護を增加することが現はれざるだけにて、從價稅制は不利だ。——之に對し商業政策上の目的の爲めに、從量稅は、物價が最低となり、隨ふて一層高き保護が必要となるときに、關稅率の變更なくして、關稅が內國生產に供する保護が、最高となるの利益を有ち、物價が下れば下るほど關稅が價値の一層大なる百分率を成すといふ。[11]

第二段　關稅合理化方策

以上いふ如くで、保護關稅は初めよりして之を合理的に、適切に定めることは六つかしいのみならず初めには適切に定めたとしても、時の進みによりて不適當なるものとなつてしまう。其れで何うして之を合理的にするか、是れ、次ぎに私の考へて見やうといふ問題である。其には左の方策が考へらるゝ。

11) Moll, a. a. O. s. 653. Borght, a. a. O. s. 431–432.

(一)保護關稅の撤廢――といふ事が、先づ以て考へらるゝ。其は通商自由主義からしては唯一の合理的方策であらう。卽ち之によりて各國が其の比較的得意とする産業に就いて經濟を立つべしといふのである。けれども、外、人間の移動の拘束せられ、保護關稅に依る物の移動の拘束もが盛に行はれて居るの世の中に、我國の如く、內は、只さへ産業不振、失業過多を嘆ずる事情の下に俄かに之を行ひ難しとしなければならぬ。

(二)保護關稅の一層の引上――といふ事が保護主義からは却つて合理的とも見へやう。其は保護を增加して鎖國政策に近つくも辭せずとするものである。其要旨は、自由主義は萬國交通の理想ではあるが、現に各國が相率ゐて保護關稅の障壁を高くしつゝあるときに、我獨り自由主義を採つては、外國からは盛に輸入せられて、我國よりしては輸出し難く、經濟難とならなくてはならぬむしろ外國販路を閉却して、內國販路を內國産業の爲めの主販路とすべく、此方が外國販路よりも一層安全にして一層大いのだといふのである。此も一家見としては成立つが、併し我國のやうに原料及食料につき自給自足の完全に行はれぬ國としては、之に卽し難きを如何ともし得ない。少くとも此不足したる原料及食料の代金に相當するものを外國に輸出しなくてはならず、否な、過去の借金の元利に相當したものをも輸出しなくてはならず、其輸出の爲めには內地の物價を安くしなくてはならず、其爲めには又關稅を成るべく低くしなくてはならぬとする。だからして濫

りに關稅を引上ぐることは愼まなくてはならない。其處で、

(三)中間的態度を採るとして、卽ち大體、現狀を土臺として、之を出來るだけ合理化するとすればそして關稅の如く、多數の人々の利益に重大なる關係を有つものについては、急激なる變化は禁物であり、改正するとしても、漸進を要とするから、態度としては此が最選まるべきものである其にしても此にも色々の方策が考へらるゝ。

(A)關稅の不斷の精査改正——關稅を不斷精査して、物價、內外産業情勢の推移によりて不適當となりたるものを調べて、斷へず、適當に改正法を出すといふのも一案だが、實際、其はいふは易く、行ふの難きことである。調査の出來る、直ぐ後から事情が變化し、法律となり其實施さるゝ時分には最早不適當なものともなる。又かくして頻繁に改正すること自體が、取引の安定を紊し、當業者に意外の損益を生ぜしめるといふ點からも躊躇されなくてはならない。

(B)滑尺關稅制——其は關稅を物價水準に平準せしめるやう考へたものであり(註一一)。戰後には此と同一の考から各國にて通貨下落物價騰貴を理由として附加稅又は增加係數を關稅に適用することゝした[12]。此も一方法には相違ない。此にては物價指數を基準として高低することになるから當局者の恣意にかゝらずして相當に必要なる保護を爲し得るといふことはあるが、併し其は關稅の不適當となる原因中、物價の推移のみを考慮するものであつて、其以外の原因に因るものを考

12) 日本商工會議所、戰後各國關稅政策概說、72. 以下

慮せず、卽ち不滿足なる方法としなければならぬ。

（註一一）ウエルニツケは、理論上、滑尺關稅は最完全だ。何ぜとなれば、此が、物價の推移に最良く適應するからといふて居る。[13] けれども物價の推移の考慮のみにては不十分である。

(C)屈伸關稅制——此は近時米國に行はるゝもので、此國にては所謂屈伸條項を設け、所定の關稅率が米國々內生產費と外國生產費との差額を補ふに足らずと認めたときには、大統領が、關稅委員會の調査に基き、規定の稅率を五〇%以內の限度にて引上ぐる權限を有ち、此にても尙不十分と認めるときは、大統領其旨を公布し、布告後十五日を經て米國賣價を基礎として課稅し得といふのである。[14] 此は昭和四年の我國の關稅審議會にても、金解禁に伴ひ關稅政策上、施設すべき事項の諮問に對し、米國に傚ひて、政府は特設の調査機關の決定のみに基きて、關稅率を一割の範圍內にて上下し得るやうにせよと答申した所である。それから我國にては從來、米の關稅につき政府に之を伸縮し得るの權能が與へられて居り、此は單に米だけの關稅だが、兎に角同一趣旨のものである。此れだと、單に物價の動搖のみならず兩國生產事情の變化にも適應せしめらるゝ利はあるけれども、一定の限界內のみに限られ、之を超ゆるを許さゞる所に（尤も米國のには限度を超えて許さるゝ場合もあるが）不適當不滿足なるものゝあり得るといふことがあり、政府及委員會に決定を任かす所に、黨弊の加はり恣意の働く恐もあり、又百千の多數の物品につき適切

13) Wernicke, a. a. O. s.39.
14) 日本商工會議所、前出、86 上田、前出、5

なる計算の行はるゝことの望み薄き事情もあり、旁々、其採用にも躊躇されなければならない。

(D)遞減關稅制――茲に於てか、私は、保護關稅には永續的なるものを止めて、凡べて原則として一定期限つきと爲し（尤も農業關稅のやうに、所詮、農業の國家的の重さと、其痼疾的不利の事情との爲めに、消費者の犧牲の永く忍ばれなくてならぬものは別とし）、此間に一刻も早く當業者をして改良進歩を圖らしめ、益々生產費を節減せしめ、且つ其關稅を一定期毎に遞減して遂に或期限に達すれば無に歸するやうにするの案を勸める。詳しくいふと、例之、或事業にて眞に其改良が行はれて一本立の出來るのには大體、二十年を要し、又其れにて十分とすれば、其二十年（此は物により多少異つて定めて良い）間だけ關稅を課することゝし、其最初の五年經過後に當初所定の稅の四分一を低下し、第二の五年後に二分一を低下し、第三の五年後には四分三を低下し第四の五年後卽ち所定當時から二十年後には全廢するとするのである。かくするときに、當業者は少しも油斷することが出來ず、益々努力工夫して生產費の減少に努め、消費者と生產者との利益を完全に調和することゝなるであらう。かくても其最終期までの間に、改良節約が行はれず、關稅なくしては立行かぬといふものは、其は當業者の怠慢の爲めで又は當業者の努力の足らぬ爲めで、其をも其上保護することは出來ぬ。或は此期限前に改良を終り、生產費を十分減少し得て永く過大の保護に浴するものも生じやうが、其は其當業者努力の結果であつて、其位の利益は彼へ

の賞與として交付して良く、消費者も之をば忍ぶべきものとする。又、此方法に依りては、關稅の當初の決定に際し、適切の度合のものを定めることが六つかしく、爲めに多少、過大保護を與ふることゝなり得ても、かくの如く消費者を犧牲とする保護が單に一定期のみに限られ、一定期毎に低下せられることの明なるに於て、消費者としても忍び得ることである。それから初めは適切なる關稅が定まつたとして、其後の事情の變化により不適切となるものも、期限附といふことにより忍び得られる。或は此方法によりても物價の變動に依る不適切を除き得ぬといふが、實際此に適切ならしむることは最六つかしい。或は精密には不可能に近いが、此爲めに或は前記の方法に附帶して、上に揭げた增加係數の制度の如きものを別に設けて、之に順應せしめるのも一案であらう。それから此遞減制によりては、我國產業が改良發展しつゝあつても、外國のが一層の度に於て進展するときの如き、此にては保護不十分だともいふが、かゝる場合に其をも保護するといふのは、際限もなきことであつて、此種事業は萎縮するのに任かせるより外仕方がない。

結　論

以上要之、由來、保護關稅の理想的の高さとしては、一國の特定產物の生產費が、外國の其よりも大なるとき、其差大額を償ふに足るものとせられるが、實は其が當初に於ても之を適切に定

めることが六つかしく、假令、當初に適當に定められたとしても、其後の推移に伴ふて不適切となり、特に內國生產業は此關稅により保育せられて、漸次改良發展を遂げ生產費を減少し、利潤をも增加するに拘らず、永く其儘、關稅が持續せられて、消費者の犧牲に於て生產者が過大の利益を受くることが生ずる。或は事情によりては保護が不十分といふことにもなり得る。此不合理を何うして改め且つ除くか。其には極端なる考方としては、保護關稅を撤廢するとか、或は之を一層增大するとかいふ方策も立つが、何れも穩當を缺くとして、中間的態度が先づ選むべしとして其下に、關稅の不斷の精査改正といふことも一案だが、此は實行難でもあり弊害もある。滑尺關稅制や屈伸關稅制も何れも問題となるが、不滿足である。此に於て私は遞減關稅制を勸める。此が色々の點に於て長所を有つと思ふ。完全無缺とはいはぬが、比較的無難ではあるまいかと思ふ。若夫れ其れにても尙不滿足の點に對しては他の方法を附帶せしめて補ふたら良からう。